

人権擁護委員による「人権相談」の実施

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の市区町村に配置されており、足利市にも13名の委員が委嘱されています。

委員の方々は、法務局と連携して、市民からの「人権相談」を受けるほか、足利市役所本庁舎1階「市民相談室」でも、月1回人権に関する特設相談所を開設しています。



みんなの人権110番
[全国共通人権相談ダイヤル]
☎ 0570-003-110

人権啓発活動紹介⑧

足利市の「人権教育」と「人権啓発」の計画について

～ 次期計画の策定に向けて ～

現在、足利市では、『人権教育・啓発推進行動計画[第4期計画]』に基づき、人権に関する人権施策を実施しています。

この計画は、国の人権基本法や栃木県の人権条例に基づき足利市の「人権尊重の社会づくり条例」に記載された、市の責務(やらなければならないこと)として定めた足利市における人権の基本計画です。

現在の「第4期計画」は平成28年3月に策定し、平成28年度から10年間の計画となっています。なぜ、計画期間が設けられているかと言いますと、人権問題・人権課題は、日々変化していて、計画を策定した当時には存在しなかった「新しい人権課題」にも対応するために、期間を区切って計画を新たに策定する必要があるためです。

さて、新しい人権の問題には、どのようなものがある

でしょうか。例えば、「コロナ差別」です。家族が新型コロナウイルス感染症に罹患してしまったことによって、その子どもが、保育施設などで預かることを拒否されたり、学校に行ってもイジメにあたりやすくなる。そのような差別や人権侵害は、10年前には存在していませんでした。あるいは、当時は「性同一性障害」といった表現をされていた「LGBTなど」も、前とは異なり「病気」ではないとされるようになりました。また、以前は「同和問題」と言われていた人権課題も、現在は、「部落差別(同和問題)」に変わっています。

このように、平成28年当時と現在の状況が変わっていますので、足利市も人権に関する事業や施策をどのようにしていくかを検討し、令和8年度からは、次期計画を策定して対応していく予定です。